

## 令和元年第3回定例会

# 歌志内市議会会議録

## 第3日目（令和元年9月27日）

---

（午前 9時57分 開議）

### 開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山川裕正さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

### 諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、能登議員外からの意見書案3件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

### 一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号3番、山川裕正さん。

一つ、市役所庁舎の防災対策及び「市町村役場機能緊急保全事業」による庁舎移転の検討に

ついて。

一つ、老人クラブ等への地域サロン助成について。

以上、2件について。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） おはようございます。

通告書に従い、質問いたします。

1点目、市役所庁舎の防災対策及び「市町村役場機能緊急保全事業」による庁舎移転の検討について。

近年のゲリラ豪雨による国内の洪水被害は甚大なものがあります。当市も平成28年8月に豪雨による洪水被害があり、市役所庁舎も浸水し、公用車等に被害がありました。

市役所庁舎は耐震化されておりますが、ペンケ歌志内川からの洪水が想定されます。

そこでお伺いいたします。

①今年度、庁舎に設置した非常用発電機は、庁舎1階に浸水した場合、発電できるか伺います。

②近隣市町では、市町村役場機能緊急保全事業を活用し、庁舎建てかえを進めている市町や建てかえを検討しているまちがあります。当市の庁舎も洪水浸水想定区域にあることから、庁舎移転の検討が必要と考えますが、いかがか。

2点目、老人クラブ等への地域サロン助成について。

①住みなれた地域で高齢者が暮らし続けるため、地域包括ケアシステムの取り組みが進められております。この取り組みの中で、地域サロンは外出の機会がふえる、友達ができる、会話をするなど、認知症予防に効果が期待されます。

近隣の各市町では、地域サロンの助成を行っております。当市では、地域づくり活動支援事業で補助対象とされておりますが、補助期間が同一事業につき3年を限度とするとされていることから、地域サロン助成について新たな支援策、または地域づくり活動支援事業の要綱見直し等が必要と考えるが、いかがか。

以上、2点、質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1の①及び②について御答弁申し上げます。

①の非常用発電機の関係でございます。

平成28年8月の豪雨災害により、庁舎内に約5センチメートルの床上浸水被害が発生いたしました。翌年、浸水対策といたしまして、表玄関及び裏玄関に止水板を設置、配電盤のある電気室にも浸水防止用のコンクリート壁を設置し、二重の対策をしたところでありますが、これを超える浸水があった場合、電源喪失することとなります。

②の庁舎の関係でございます。

現庁舎は、昭和48年に市民会館として建設、昭和62年から一部庁舎に転用、平成元年度に市役所別館に用途変更し、平成19年4月から本庁舎として活用しております。その間、平成11年に耐震化工事を行っておりますが、築51年が経過しているところから、内部設備の老朽化が目立ってきている状況にあります。

また、質問にありますように、洪水浸水想定区域に立地しております。

このような状況から、先般、総合計画の後期計画策定の参考とすることを目的とした市民アンケートを実施したところであり、今後、老朽化への対応及び防災拠点としての整備など、市庁舎のあり方について検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは、件名の2、老人クラブ等への地域サロン助成について御答弁申し上げます。

地域サロンにつきまして、新たな支援、または地域づくり活動支援事業補助金交付要綱の見直しが必要ではないかとの御質問でございますが、地域づくり活動支援事業補助金につきましては、地域団体及び地域住民等が取り組む地域づくり活動の推進を目的としており、地域住民等が主体的に地域活動や地域の問題解決、地域の活性化などの取り組みやそのきっかけとなる活動に対し、補助金により支援を行うものでございます。

したがって、同補助金の目的趣旨から同一の事業の活動に対しまして、一定の支援期間を設けることで、地域における活動が主体的に行われ、自立した活動への発展を期待するとともに、協働のまちづくりの実現を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 庁舎の止水板ということで設置されたこと、回答ございました。この止水板と配電盤のある電気室に浸水防止のコンクリート壁の設置とありますが、大体何メートル、1メートルというのか、50センチというのか、その辺の目安の高さについて伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 止水防止板、表玄関と裏玄関につけております。表玄関のほうは高さ約50センチ、裏玄関のほうは高さ約85センチ、電気室内のコンクリート壁ですが、高さ15センチということになっております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 結局、表玄関は50センチ、裏玄関は85センチということは、裏玄関のほうに川に近いことからその高さに違いが、裏玄関のほうを高くしたということなのか、伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） これらにつきましては当時の状況のデータ、表玄関付近の川から越水したときの深さぐらいが大体60から70センチということでございまして、この辺のデータを建設課のほうに提出いたしまして、建設課のほうで検討して、この高さになったということでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 裏玄関で85センチということで、これぐらいまでであれば、何とかそこで浸水をとめて庁舎の機能、まして災害対策本部が庁舎内に設置されるということでございますから、これ以下の浸水であると、災害対策本部も庁舎内に設置可能というふうを考えているか、質問いたします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 適切なお答えになるかどうかわかりませんが、基本的にまず表の水をとめるということで止水板を設けております。前は止水板なかった状態なので、それで全部しめた中で、表のほうで約60から70センチぐらいの浸水があっても、中に入ってきたのは約5センチぐらい程度だということでございますので、さらにこの止水板をつけるということにつきましては、防御になるのかなと思います、どこからの浸水かということの特

定するのはなかなか難しい部分がございます。

それとあと、洪水浸水想定区域に入っております。これにつきましては、最大の規模の降雨量を想定しまして、この辺の周辺は7.6メートルの浸水を予想されていることですので、ここまで来る部分につきましては、到底1階部分では対応できないということになっております。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 市町村役場機能緊急保全事業が国から示されて、近隣市町では建てかえを進めているところ、建てかえを検討しているところということで、新聞報道で見えております。この市町村役場機能緊急保全事業について、市役所内部で検討されたかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この事業の検討というよりも、庁舎をどうするかという検討が先に立ってくると思いますが、この辺につきまして先ほどの御答弁いたしましたとおり、基本的に今の現状、内部改修をして、しばらくは続けていけるという判断を今のところしておりますが、先ほど申し上げました総合計画の後期計画をこれから策定いたしますので、その辺の参考とするために市民アンケートを実施したところでございます。

今後の後期計画の中でいろいろこの辺の庁舎のあり方について、検討を行っていくということですので、御了解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 近年のゲリラ豪雨ということで、いつ、どれだけの降雨量があるかというのは、なかなか予測できないものがございます。市として、このような考え方で今のところ止水板を設置した、庁舎建てかえについては今後の計画ということでございますので、市の考え方についてはわかりましたが、近年のゲリラ豪雨ということで、これからの災害状況を見ながら、また、庁舎移転について検討が必要と考えますので、よろしく願いいたします。

また、近隣の市町村役場の建てかえについては、庁舎は市民の財産ということで位置づけて、検討を行っているところが多い状況にあります。総合計画の中で、今後、進めていくということですが、この辺の庁舎移転に関しての情報提供については、市民の方へ連合町内会の説明会等で、さらに庁舎移転についての情報提供をお願いしたいと思います。

2点目に行きます。老人クラブ等への地域サロン助成ということで御答弁いただきました。

あくまでも現在ある地域づくり活動支援事業は、答弁いただきましたが、地域の活性化のきっかけとなる補助金ということで考えているということですが、地域サロンについては本当に外出の機会がふえる、会話するなど、認知症予防の効果が期待されております。その中で近隣の芦別市、砂川市などでは、市のほうでたしか要綱だったと思いますが、それで地域サロンの助成をしている状況でございます。

市の人口が、今、3,189人ということで、その2分の1が65歳以上、その2分の1の65歳以上のさらに半分797人が75歳以上ということで、本当に地域サロンを行うことによって認知症予防ですとか、あらゆる効果が期待されているところでございますので、地域づくり活動支援事業ではあくまでも活動のきっかけとなるということで考えているのであれば、そういう地域サロンに特化した、限定とした補助金なりそういうものが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 地域包括ケアシステムの取り組みからの御質問で入っていると

思いますので、その部分についての関連で御答弁申し上げたいと思います。

地域包括ケアシステムということにつきましては、やはり私は地域づくりに向けた発想の転換、これが地域包括ケアシステムだというふうに思っております。今までのサービスをつくる行政主体、まず誰かがやってくれるだろう、個人の志、支援される側・する側、目の前の問題の解決、これらについてはこれからはやはり地域づくりは住民主体であり、みずからがつくり出し、私たちがやろう。継続的な個々の地域での可能な体制や担うこと、将来のためというようなことが私は地域包括ケアシステムの根幹的な部分であり、これらが構築されることによって円滑な形になるというふうに思っております。

そのため入り口として、地域づくり活動支援事業があり、将来的にはやはりみずからの形で、それぞれの地域でつくり出していく形がなければ、うまくいかないというふうに思っておりますし、主役は市民の皆さんであり、一人一人が自分たちがやるという意識のもとで、支える側と支えられる側に分かれる、それらの一人一人の場面に応じて、支え手になったり、受け手になったりすることが、この地域包括ケアシステムの基本であり、意識改革であるというふうに私は思っているところであります。

そのため各地区では、いろいろな形での事業を行っておりまして、我々のほうの所管といたしましても市内各地区、生活支援コーディネーターが回らせていただいております。ある地区においては、どういうふうな形の中で運営をしたらいいかというようなことも御相談を受け、アドバイスをを行いながら、毎月の行事の中では参加人数がふえて、非常に活性化をしているという事例もございますので、側面的な形での支援はしたいと思っておりますけれども、財源的な部分については地域包括ケアシステムの根幹は、ぜひこれからも発想転換の部分を研修会等でもお話をさせていただいておりますし、そういう中でつくり上げていければ、長く、末永くそれらの事業が展開できるものかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今の答弁をお聞きしますと、あくまでも老人クラブなり、そこの地域住民が主体的となってサロンを行うことに側面からの支援はするけれども、財源的な支援はあくまでも自分たちでという答弁でありますが、やはり私の地区の中村地区老人クラブでも結局、自分たちでお金を出し合ってサロンをやっておりますが、結果的に資金が足りなくて、例えば町内会ですとか、自治会に支援の要請が来ているところでございます。

社会福祉協議会でもイベントサロン、年に何回かやっているのですが、やはり地域サロンは歩いていけるところで、定例的に開催されるということに意義があり、その中で認知症予防ですとか、そういう効果が期待されているということで、今、近隣の市町もそういう援助をしていると思いますので、市の考え方はあくまでも側面からの支援、またはそういうきっかけという、きっかけづくりの支援ということでございますけれども、やはりこれだけの65歳以上が人口の2分の1、65歳以上の人口のさらに2分の1が75歳以上ということで、もっと積極的な地域サロンに支援が必要と考えておりますので、もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 地域サロンの重要性という部分については、今、議員がおっしゃるとおり、外出の機会、会話、認知症予防、それらについて大変効果があるものということは、私もそのように思っているところでございます。

先ほどの御答弁の部分でありますけれども、やはり地域包括ケアシステムという根幹の部分ですね。この部分はやはり発想が変わってきているという、言うなれば将来に向けて、今、議員がおっしゃるとおり、2025年、団塊の世代になると何百万人という高齢者がふえていく

ということ、2025年を目標にした地域包括ケアシステムの中を円滑に構築するということで、それぞれの市町村でさまざまな事業展開を私にはしているというふうに思っております。

地域サロンの一例だけを言えば、これは先ほども言ったように、内容を変えていって参加人数がふえ、活性化をしているという部分につきましては、やはり例えば物販もして、みずから財源もつくっていくという考え方にもなっているところがございますので、そういう形が地域づくり、住民主体でのつくり出し、それらの事業を将来的につないでいくという形が主体というふうに、私はなっているのではないのかなと思っております。

ただし、入り口として支援ということでは、この地域づくり活動支援事業は使えるわけですから、それらで基礎をつくり出し、将来的な形でできればいいのかなというふうに私は考えているところでございます。その側面としてのアドバイスと申しますか、その辺については生活支援コーディネーターのほうと協議をしながら、さまざまな形で今、行っているところがありますので、この輪が広がっていただければ、各地区でさまざまな取り組みが生まれることを期待したいというふうに考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 地域サロンの助成について、もっと前向きな答弁いただけるかなと思ったところですが、市の考え方について現状では、そういう側面、きっかけづくりの支援、それとあくまでも側面からの支援ということでの答弁でございましたので、私もこれから近隣市町のそういう地域サロンの助成等について、またいろいろ調べて勉強して、次回に質問したいと思っております。

質問終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 山川裕正さんの質問を打ち切ります。

質問順序6、議席番号4番、下山則義さん。

一つ、野良猫対策について。

一つ、かもい岳スキー場及びかもい岳温泉について。

一つ、義務教育学校設置について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

本日の私からの一般質問は、件名3件、野良猫対策について、かもい岳スキー場及びかもい岳温泉について並びに義務教育学校設置について、この3件につきまして質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは早速、質問の内容に入っていきたいと思っております。

野良猫対策について。

1、歌志内市に飼い主がいない猫が住みつき、餌の食べ残しや排せつ物の処理、鳴き声等、多くの苦情を耳にいたします。

そこで伺いますが、①市役所に寄せられている苦情等についてお伺いをいたします。

②苦情の対処方法につきましてお伺いをいたします。

③当市には、飼い主がいない猫の餌やりや排せつ物の処理、避妊・去勢を行っている団体がありますが、その団体について、市として把握されているのかをお伺いいたします。

④飼い主がいない猫の避妊・去勢を行っている団体に対して、助成制度を導入するお考えはないのかということにつきましてお伺いをいたします。

次に、かもい岳スキー場及びかもい岳温泉についてであります。

①かもい岳スキー場は、2月末に指定管理者の都合で運営が中止となりました。現在、スキー場と温泉経営に興味を示す企業との話し合いが行われているとの報告を受けています。一方、近隣の市議会で、かもい岳スキー場の広域運営についての一般質問がありました。

そこでお伺いいたしますが、①興味を示している企業との話し合い、その状況につきましてお伺いをいたします。

②話し合いが不調に終わった場合、その後の対策につきましてお伺いをいたします。

③であります。長期間、運転のない機器やボイラー等の設備、ロッジ及び温泉施設の状況につきましてお伺いをいたします。

3番であります。義務教育学校設置につきましてお伺いをいたします。

1、令和3年4月、義務教育学校開校に向けて、準備委員会設置との報告がございました。また、新聞には、義務教育学校の校名募集の報道がありました。そこでお伺いいたしますが、学校開校に向けた今後の作業工程につきましてお伺いをいたします。

①校旗・校章・校歌等の決定方法につきましてお伺いをいたします。

②校舎の改修内容につきましてお伺いをいたします。

③校舎の改修、スケジュールにつきましてお伺いをいたします。

以上、質問内容につきましては10件ございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 私のほうから、件名1野良猫対策についての①から④まで御答弁申し上げます。

まず、①野良猫に係る市役所への苦情等についてであります。猫に係る苦情といたしまして、昨年度は猫の多頭飼育に関する苦情を受けたことから、町内会長に対応をお願いし、解決していただいた経緯があります。

なお、本年度につきましては、多頭飼育等に関する相談は受けておりますが、苦情については受けておりません。

次、②野良猫に係る苦情の対処方法についてであります。市が苦情を受けた際は現地に赴き、苦情を寄せられた住民から直接状況をお聞きした上で、餌やりなどを確認した場合は、対象となるお宅を訪問し、近所の方たちに迷惑がかかっていること、速やかに餌やりをやめることなどを指導するとともに、これらの猫を飼う意思があるのであれば、しっかり飼育されるように指導いたします。

その後、改善が見られない場合は、町内会長に事情を説明し、地域としての解決についてお願いすることとしております。

なお、犬については、狂犬病予防法により鑑札や注射など、適正な飼育が規定されているのに対し、猫の場合は特定の法律がなく、動物の愛護及び管理に関する法律で、動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適切に飼育することと規定されている程度で、強制力に乏しいところであります。

現在は、保健所においても終生飼育に反する理由からの引き取りは拒否するということであり、市として有効な手段を持ち合わせていない状況にあります。

次、③の飼い主がいない猫への餌やり等を行っている団体を把握しているのか及び④のそのような団体に対し、助成する考えはないのかということにつきまして、関連がありますので一括して御答弁申し上げます。

市といたしまして、市内に飼い主のいない猫に対し、一定の飼育を行っている団体があることについては把握しておりません。

なお、道内ではNPOなどの団体が同様の活動を行っておりますが、北海道の調査では、これらの団体に対し、助成制度を設けている市町村はありません。

本市におきましても、現状からすぐに助成制度を設けることは考えておりませんが、今後の状況を見ながら、制度導入について検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、件名2、かもい岳スキー場及びかもい岳温泉について御答弁申し上げます。

まず①番目でございます。現在のところ、1事業者より具体的な企画提案書が提出され、譲渡に向けて庁内において協議を進めているところでありますが、その中でも事業計画・資金計画等については、慎重に検討する必要があると、事業者の選定には、なお時間を要するものと考えております。今後も引き続きその事業者と協議を進めていく一方、庁内調整や関係機関とも協議を行いながら、譲渡の可否を判断してまいります。

また、内覧を希望される方には、随時対応してまいります。

次に②番目でございます。話し合いが不調に終わった場合ということではありますが、市直営では行わないこととしております。また、広域運営の考えはありませんので、引き続き民間からの希望があれば協力し、条件が整えば、民間への譲渡などを考えております。

次、③番目でございます。かもい岳スキー場とかもい岳温泉、両施設は本年2月に休止して以降、ライフラインを停止しておりますが、かもい岳温泉とセンターハウスについては7月に清掃等を行い、現在に至っております。今後も現状維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、冬期間も休止することとなった場合には、ボイラー等の凍結防止対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 私からは、件名3、義務教育学校の設置について、①から③まで一括御答弁申し上げます。

まず、①の校旗・校章・校歌等の決定方法についてでございますが、10月上旬に第2回目の義務教育学校開校準備委員会を開催し、公募をしております学校名を決定し、その後は義務教育学校の設置条例を第4回定例会に上程する予定でございます。

校旗・校章・校歌等につきましては、協議項目を順次開校準備委員会に諮り、決定することとなりますが、協議項目においては専門性が高いものもありますので、小・中学校の教職員やPTAで組織している専門部会において調査・企画などを行い、その中間に小・中学校管理職、専門部の部会長及び教育委員会で構成している幹事会が協議事項を整理して、最終的に開校準備委員会において、専門部会で協議された意見も参考にしながら、決定する運びとなっております。

次に、②の校舎の改修内容についてでございますが、現歌志内中学校を義務教育学校として改修することとなりますので、小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、一つの校舎で学習・生活していくこととなり、特に身体的には身長差に大きな開きがありますので、どの学年も不自由なく使用できるよう配慮し、また各学年の教室は明るい場所で学習ができるよう南側の教室を使用することとしております。

校舎全体の主な改修部分については、階段手すりの二重化、小学生に対応する便器の設置、障がい者用トイレの設置等のトイレの改修、水飲み場の設置及び洗面台の高さの改修、可動式



黒板の設置などを予定しております。

また、ダムウエーターを廃止し、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図りたいと考えております。

次に、各階における主な改修部分であります。1階は職員室、パソコン室、保健室、小学の特別支援教室などの改修を予定しております。

2階は、小学生各学年の教室、小学特別支援教室、理科室、調理室などの特別教室の改修、また、プレイルームを設置し、給食時には小学生全員で食する場所としても予定しております。

3階は、中学生各学年の教室、中学特別支援教室、図書室、美術室などの特別教室の改修、また、2階同様にプレイルームを設置し、給食時には中学生全員で食する場所としても予定しております。

また、普通教室や特別支援教室などの主要教室においては、学習環境の整備も含めた改修を予定しております。

次に、③の校舎改修のスケジュールについてでございますが、現在、実施設計を設計会社に委託し、建設課及び学校関係者と確認をとりながら、その協議を行っている最中でございます。主体的な工事は、令和2年度の7月から2月までの期間を予定しております。授業に影響する大きな音が出るような工事は、夏休みや冬休み中に実施することで予定しております。

まだ具体的な工事工程が示されていない状況であります。改修項目も広範囲にわたり、また、学校の通常授業に支障が出ないような改修工程を要望しております。前倒しできる工事は、本年度の冬休みを活用することも含め、実施設計業者や建設課との打ち合わせ中であり、今後、工事費等の補正予算について、議員の皆様にお伺いしたいと考えております。

いずれにいたしましても令和3年4月に義務教育学校として、開校に必要な改修工事を最優先とすることで、関係者との協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは順次再質問、順次といかないのかもしれませんが、させていただきますと思います。

野良猫の苦情ということで多頭飼育、確かに今、猫の問題が大変問題になっていて、多頭で、一人の高齢の方が20匹以上の猫を飼っていましたが、その方が倒れて入院しました。その中に餌のない状況がずっと続いていてなんていうのが、新聞で何度も見ているような状況でございます。中で物すごいことが起こっていたようにも言われています。

それで町内会長にお願いして、解決したという経緯があるということで、今、聞かせていただきました。また、その他の苦情については、ありませんということでしたが、本町の奥のほうに行って、正直2軒の家からこんなことがあるのですよ。ちょっと多く飼いすぎているところがあるみたいで、夜ひどい目にあっているのです。あとは、文珠の第2というよりも泉町ですね、それから神楽岡、そういったところでも私はそういった苦情を耳にします。

正直、まだまだ猫というか、今の野良猫そういったものが、飼い主のいない猫が、もう大丈夫なのだという状況ではないと思うのですよ。歌志内のほうに、市役所のほうにないのかもしれませんが、正直あるということだと私は受けとめています。そういった認識で、もう少ししっかりと調べていただきたい、そんなような思いでございます。

それと、いつもといいますか、広報のほうに「猫の飼育についてのお願い」、あるいは「餌やりどうにかしてください」という、そんな内容のようなことがよく載ります。

29年の5月、ここにも載っていますよね。今から3年前の話になるのですが、猫を外に出さないというところから始まって、野良猫に餌を与えないでください。それと同時に、動物を飼うのには、餌を与える前には最後まで自分が責任がとれるかどうか、それを考えて行ってくださいということで締めくくってありますが、野良猫ができたということは、歌志内市民の責任なのですよね。歌志内市民が飼っていて飼えなくなった状況、それがどんどんどんどん野良猫がふえていく。そこに命があるから、かわいそうだから餌を与える、餌を与えると猫というのは、すごい繁殖力がつくということも事実です。

そういったことがずっと今まで繰り返されてきて、歌志内市から広報によって市民に呼びかけがある。ということは、言ってもこれはどうしようもないのかなという思いで、市役所のほうには来ないのかもしれない。でも、私には来ています。正直、いろいろなところに回り歩くから、なおさらそうなのかもしれませんけれども、ないということはないと思うのですよ。これを根本から直していかなければならない状況に、今、あるのではないかと思います。なぜなら、それは歌志内市民が作り出した形だからですよ。私はそう思うのですが、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 今、議員おっしゃられますように、野良猫の発生というものは、地域住民の責任ということについては間違いのないことであって、それが広まってきているというふうに認識はしております。

ただ、先ほど答弁申し上げましたように、私どものほうに今、具体的な苦情というものが来ていないということは事実でございまして、ただ、私ども地域巡回する際には、猫の部分につきましても注意深く見て歩いていることは間違いございません。

そしてまた、町内会長とか各団体の方だとかとお話する際にも、機会があればそういう話をするのですけれども、具体的なそういった苦情的なものは伺っていないものですから、特段広報等による周知という形でとどまっているというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 歌志内市に野良猫を対象にして活動している団体、その存在を知らないということでもございました。正直、私もつい最近までわかりませんでした。恐らくや静かに活動しているのだと思います。保護猫チームHARNAという団体でございます。これは砂川・滝川・雨竜、そして歌志内の方々5名が集まってボランティアをしています。歌志内からは1名が参加しています。そして、その方々がそれぞれの地域で、どんなような問題があるのかということ話し合いながら、その解決方法をいろいろと探っている状況のものでございます。

そして歌志内市から参加しているその1人の方が、歌志内に戻ってきたときに、その方が中心となり、3名でボランティアチームとして歌志内市で活動しています。飼い主がいない猫を保護して、猫がどんどんふえるのは子供が産まれるからです。子供が産まれてこなければ、ふえることはありません。どんどんどんどん少なくなっていくのだと、私は考えます。そのために保護した猫について避妊をする、去勢をする、そして里親に出すという。その前には血液の検査ですとか、さまざまな病気に対するワクチン、そういったものも投与して、そういった活動をしているということでもあります。

団体のことを知らないというような答弁でもございましたが、歌志内市の職員の方に、北海道のほうへ、道のほうにお願いをして里親を探してもらおうということで、ではやってみましょうかという話があったということを知っているのですが、ちょっとその辺のところも詳しく確認

していただければと思うのですが、そういったことで活動している方々がおられます。ぜひともそういった方々と話を交えて、その活動をよく知っていただいて、行政としてできること、それを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 市内の中で、そういった団体があるということについては把握はしていないということで、市内の市民の方が市外の団体一緒にやられているということについては、話としては聞いておりましたけれども、市内には団体ないということで、先ほどの答弁にさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

それから、道のほうに多頭飼育で飼い主がいなくなった猫について、里親的な形で照会してもらっているという部分につきましては、今年の3月からの事項として私どものほうも把握しております、そういった猫に餌やりをしているけれども、ちょっと困っているというか、どういった手法があるのだろうかという相談には乗った経過がございまして、それにつきましては飼い主の方が入院されたということで、身内の方がいらっしゃるものですから、身内の方とまずは相談してもらいたいという話。それだと、先ほど議員おっしゃられました北海道の保健所のほうで、本当に引き取りとかない、全くどうにもならないような場合については相談に乗ってもらいますよと。そういったことがあるものですから、それについて相談に来られた方に対して、御助言申し上げたという経緯がございまして。それで現在、自宅にいる猫が道のホームページのほうで、里親探しという形で載っているという状況でございまして。

そういった活動されている方については、基本的にはボランティアという形の中で、猫が好きな方がほとんどだと思いますけれども、活動されているというふうに感じております。

ただ、私どものほうとしまして、今現状、すぐにこういった形で、その方たちに力になれるのかということについては、お話など聞きながら考えていかなければならないのかなと、こんなふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

済みません。私がちょっと早とちりして、私だけが知っているようなつもりで質問してしまいました。大変失礼いたしました。

それでHARNAというチームに入っている方が、歌志内に戻ってきたときは3人で行っているのだと。今、課長のほうで御存じのように、一つの家にそういった猫たちがいます。猫たちがいるのですが、七匹も八匹もいる状況、そして中心となっている方のところには十二、三匹、それも里親になる人を探している、そんなような状況で今あります。

そんなところからもそういったことをやっている方々に対して、何らかの歌志内としての助成でしょうか、そういったものがあればというふうなことで思って質問しているのですが、何かいい手だてというのはないのでしょうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） 全国的に見ると、飼い猫と飼い主のいない猫という形で、飼い猫に対する助成という部分については、あるということについて確認をしております。道内でも二つのまちでやっているというふう聞いております。

それで飼い主がいなく猫の部分につきましては、直接、市町村の自治体のほうでやられているというよりもNPO団体だとか、あと公益財団法人とか、そういったところが野良猫の去勢だとか、それからまた猫に対する去勢なり手術をして、そしてまた元に戻すといったそういった活動に対して支援している公益財団法人も、いらっしゃるというふうにお聞きしてござい

す。

ですから、そういった制度なり何なりそういった部分を情報提供という形で御協力はできるのかなと、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 以前に、同じような質問された方がおられます。その質問というのは、平成28年第3回定例会で行っています。同じような私も質問しましたが、そのときの答弁は、現時点では助成の考えはございません。今後、保健所など関係機関等の指導を受けながら、近隣の市、NPO団体、情報収集を行いながら研究を進めてまいります。その研究が今の答弁なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） そのとおりでございます。いろいろと保健所、空知総合振興局の担当部署だとか、NPOといろいろ話をしている中でこういった制度、また、ホームページ等を開いた中で、こういった事業活動展開されている団体もあるということも研究いたしまして、今に至っているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 先ほどの議員の質問の中で、こんなものが出てきました。歌志内市地域づくり活動支援補助金交付要綱、その中で3条に補助金と対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものの事業とする。この中にどうなのでしょうね、当てはまっていかないでしょうか。

例えば、(1)地域の環境を改善する事業、恐らくやそういった方々が自分の車で去勢をしに行く、赤平と美唄にあるらしいのですが、そこへ自分の車で行く、そのお金も自分たちでつくり上げたお金でやっている。その避妊も雄であれば1万2,000円、雌であれば2万円、そして血液の検査、あるいは注射打って病気の状況をなくする、そういうのも6,000円、4,000円と、かかる金額があるらしいのです。

であれば、歌志内市で、そういうふうに懸命に頑張っている方々が、人知れず頑張っている方々がおられるのであれば、この対象にはなっていくということでないでしょうか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 市内に住まわれている地域団体の方が行われている、第3条に補助対象になる事業ということであればそのような形になるかと思いますが、ただ飼い主がいない猫の助成については、東京とかそちらのほうではやっているように聞いております。ただ、一定の条件があるようでございますので、そういうものに該当する、それと同様な形のものであれば助成の対象になるものと思われまじけれども、具体的には御相談をいただければというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この方と、こういったグループの方々と何回かお話をさせていただきました。私たち、今、頑張っているのだけれども、飼う場所もない、あるいはその割には猫がまだまだいると。その猫を飼える状態にするまでも時間がかかる、1カ所の場所だけでは、そうはならないのだということもありました。

そんなことから、行政のほうで何か助けてくれる、お手伝いをしてくれるのであればありがたいな、あるいは市民の方々にこういうやり方がありますよ、こういうふうにやってもらいたい、その話の中でいいものについては、そういったことを市民の方々に伝えてもらいたい。そ

んな希望を持っているようですが、お会いして話を聞いていただく、そしていまの助成にもつながっていくのかどうなのか、そんな確認をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間市民課長。

○市民課長（平間靖人君） やはり環境衛生の部分とか、騒音だとか、いろいろな部分で野良猫対策というのは重要な部分かなとは思っておりますが、基本的には行政としてできる範囲というのは決まってくるのかなと。

ですから、私どもの環境のほうの立場といたしましては、やはり野良猫をふやさないというような形での啓発活動、そういったものを重点的にやることになるのかなと、こんなふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 地域づくり活動支援事業の部分でいきますと、先ほども申し上げましたけれども、東京の杉並区とかでは、飼い主のいない猫の去勢とかに助成をしているようでございます。そういったものにつきましては、一定のルールがございますので、特に飼い主がいない猫の特定の方法とか、こういう部分がクリアされるですとか、どのような事業を行っているとか、そういう部分がきちっと整備されれば、先ほどの支援事業3年間、きっかけをつくる事業として該当となる可能性はございますが、いずれにしてもどのような団体が、どのようなことを行うのか御相談いただかなければ、この場で該当になりますとか、そのような答弁につきましてはなかなかお答えできませんので、実際にそのような団体がどのような事業をやるのか、御相談いただければというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

ぜひとも今、行っている団体の方々、手助けしていただければありがたいのではないかと思いますけれども、懸命にやっておられます。そんなことを、この話を早速、本日持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いするところでございます。

次の質問に移ります。大変失礼しました。次の質問は飛ばします。その次の質問に移ります。

義務教育学校、先ほどの答弁いただきましたけれども、その答弁で感じるところは、改修するところ、義務教育学校として校舎を使うのに改修するところ、正直これほどあるということは、私ちょっと気にとめていませんでした。以前は食事をあげるためのダムウェーター、それを使うのだということ、それを廃止してエレベーター、恐らく人間も、バリアフリー化ということですから人間もということなのでしょうね、そういったものにする。

そんなところから教室も、プレイルームも設置して食事をとれるようなところ、それは小学校・中学校全体で別々ですけれども、全員でとれるようなものもつくる。教職員のところもつくる、パソコン、保健室、新しく工事をするというよりは、今あるものを直して、あるいは壊して新しくつくるということは、大変時間がかかるものだと思うのですよ。先ほどの答弁では、何月から始まって何月に終わりますよ、それは7月から2月でしたか、答弁の中では、間に合いますか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） そもそもこの義務教育学校の改修工事につきましては、平成30年度の補正予算において基本設計というものを行っております。その中から入ってきておまして、その中では当然ながら学校関係者を、どのような形で校舎を使っていきたいのかという

学校側の要望もございます。それらをもとに実施設計というものに、今現在具体的に入っているという状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 要するに間に合うのですか、間に合わないのですか、どちらですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 今現在の建設課との協議においては、その中では間に合う工事に設定しているということで、私たちは聞いております。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 大変心配かけていると思います。実際、私たち話を聞くと、最初の段階では令和2年の年度中にできるということで判断したのですけれども、とてもその1年間では無理だろうと、特に夏休み・冬休みだけでは工事なんか進展しないと。

それで最近、市長とも打ち合わせしたのですけれども、建設課も入っていますけれども、やはりことし前倒しできるもの、例えばエレベーター、ダムウェーターからエレベーターに変わったというのは、先ほどバリアフリーなのですけれども、2階に小学生が入る。給食を運ぶのに、ダムウェーターでは重たいので、そのままエレベーターで移動できるようにということで、小学生を2階ということでエレベーター設置ということになったのですけれども、そういう事業についてはダムウェーターの範囲で、この前現場視察しましたけれども、それは前倒しでできるだろうと。

教育委員会が考えているのは、補助申請というのをこだわってしまして、だけれども、補助申請以外の単独事業というのは、私たちは学校がよくなればいいという考えでいますので、前倒しできるものについては前倒ししましょうと。それで今、注文をしているのは3カ年計画になるだろうと、ただし令和3年の4月には開校しなければならない。だから授業できる環境については、まずそれは優先して整備しましょうということで、例えば3年目については外構工事とか、遊具の設置とか、その開校には授業に影響ないものについては、3年度目に事業をやってもいいのではないかとということで、先ほど次長が話しましたとおりに、いろいろな工事がありますので、それを精査してなるべく令和元年度できる事業については、ことしやりましょう。2年は集中してやろうと。だけれども、その工事の時間については、建設課長に言っているのですけれども、夜間工事でもいいのではないかと。カリキュラムはありますけれども、それは業者によって夜間にできるものもあると思いますので、授業の妨げないような形にするとしたら、夜間の工事もやむを得ないだろうということで、何とかして令和3年4月に開校できるように準備しなさいということは伝えております。

これは市長もこの前話したとおりののですけれども、今言ったとおりののですけれども、そういうことで、先ほどの説明の中ではやはり全体の事業は難しいという判断は私たちはしていますので、それをやるためには3カ年事業として選択して、事業を速やかに実行していこうかなというふうな考えでいますので、その辺の心配はもちろんのことですので、本来だったら9月の定例会に補正予算が出る予定ではありましたが、ちょっと実施設計が延びてしまして、12月の段階で補正予算を上げてでもできる事業については、今年度中にやりたいと。できなくても繰越明許で早いうちに、4月の段階で事業をするというふうな方針を立てて、御提案していきたいなと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 非常に質問する気持ちが楽になりました。

今回も私、これほどまであるのだなということ考えていませんでしたので、この答弁を聞いて、なおさら本当に何ともないのかなという、そんな思いでいるわけでございます。そんなところからも、絶対におくれることはないのだということ、これは絶対の話ですから、令和3年の義務教育学校開設が工事のために、旧小学校で行われますなんていうことはない、それによろしいですね、答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） おくれることはありません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、さらに細かいところにつきまして答弁をお願いいたしたいと思います。

まず、先ほどの答弁の中に給食を食べる学年を二つに分けて行うのだということで、工事されるという内容の答弁がございましたが、1階と2階プレイルームのような答弁でございましたが、低学年と高学年分かれるというような話だと思うのですが、さっきは小学校・中学校というふうに言ったのかな、答弁だったのかな、それはどこの区切りでそれを変えるのか、それを答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） 現在のところ、大まかな見方といたしまして、2階が今の言う現状の小学校のグループとして入ります。6カ年の。それから、3階が中学校1年から3年。ただ、現状におきましては、学校の開設というのは6年、3年制という見方だとか、5年、4年制だとか、4年、3年、2年制というような学年編制がございます。一応、今現在、4年、3年、2年制ということで学年の編制を小・中学校の先生との中で、そのような形の中で学年のカリキュラムというものを想定して検討してもらっています。

したがって、必ず6年生全員が2階もしくは3年生となる3階が、3年間全員とは言い切れない部分もございます。場合によっては、5、4とかそういうような形もあろうかと思いますが、これも今現在、検討・協議中ということで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それと、以前にも話出たのかどうか覚えていません。教室に勉強のしやすいように暑さ対策、クーラー、これはどうなったのでしょうか、答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤幸哉君） クーラーの設置につきましても、必要最低限の台数という見方にはなりますけれども、全教室というわけにはいきませんが、その辺の検討も同様に諮っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それにつきましては、夏の暑い時間までに間に合えばいいということなのでしょうけれども、ぜひともクーラーつきのそういったところで快適に勉強が受けられるような、そんな状況づくりをお願いするところでございます。

絶対に間に合うのだということを知りましたので、スケジュール、これについてちょっと触れるところもどうなのかなと思いつつも、質問の中でつくってきたものがあります。その関係で少し触れさせていただきませんが、正直、令和2年からやれるものはやるのですよと。そしてそれができない場合には、繰越明許というそのような形になるのでしょうか。そして完全に2年度で終わるような状況、2年というか、終わらなければならない時期、4月に間に合うような状況で終わるといふことなのでしょうけれども、最大限というやはり工事過程がちょっと気になるところなのですが、そういったところのものはまだまだ出てこないような状況なのでしょう、答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 現在のところ、教育委員会と協議・調整中でございます。項目別に何が前倒しをして工事を、進捗を図ることができるのか、そして補助対象であるものは当然来年度以降、補助申請をすることによって補助の対象になるという項目、まず前倒しをできる項目を洗い出しをしております、それから工程を見きわめ、今、完成させるべくまず関係部分については令和3年2月ぐらいをめどとして、引越しも当然期間もございまして、それをめどに進めているところで、先ほど副市長おっしゃいました外構関係については、次年度以降と、後年度における工事は後年度にということで、仕分けを今、行っている最中でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 工程ということでちょっと聞いたかった部分は、どうしても躯体工事となる、解体をして躯体をつくるとなると、休み期間に集中しなければならないのだと思います。配管ですとかそういった設備に関しては、さほどでもないのかと思いますけれども、授業をやっている最中は、そういうことは恐らくできないと思います。その工程が何となく子供たちに学校の勉強時間に、あるいは活動時間に支障のない、そして危険のないような状況でできる工程なのかということを確認したかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 当然、危険があると、これは困る話でございます。当然、安全管理は十分徹底していかなければならない。

先ほど、おっしゃいましたとおり、夏休み期間中・冬休み期間中、場合によっては春休み期間中と、そういう長期の休みのところを集中的に工事を進めるべく考えておまして、若干どうしても工事ですから、授業中の影響も若干は協力いただかなければならないところは、今、教育委員会含めまして協議しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

何かしら、今回の義務教育学校のことに関しては、今回の定例会で何かしら予算が出てきて工事始まる、始まらなければ恐らくや最終的なものに間に合わなくなってしまうのではないかなというふうな思いで、きょうの質問に立っています。

今の副市長、そして教育長の力強い答弁をいただきましたので、間違いのないものだということを私は確認して、この質問に対して終わりたいと思います。

先ほど、飛ばしましたスキー場のこと、そしてかもい岳温泉について少し触れさせていただきたいと思います。

今までの質問ですと、どういう答弁が出てくるのか、非常に気になっていて、それがあつたら楽だろうなという気持ちで常にいました。でも今回のこの問題については、答弁がきのうの



質問でさんざん出ている、きょうの新聞で追い打ちがかかった、何かしら私の質問はどうかかなという思いなのですが、それでもおとといですか、かもい岳のほうに上がってみました。

お昼過ぎてまだ間もない時間でしたけれども、パークゴルフの方々がおられまして、赤平と歌志内市でグループでやっているのだ。ちょっと話を立ちどまって聞かせていただくと、そこで今、草刈りをしているのは私たちがやっているのですと。そして私たちは年間のお金を払いながら、ここでパークゴルフをさせていただいているのです。やはり歌志内市の大切な施設なのですよね、それでいて地域資源なのですよ。

それと比べて温泉のほうを見ますと、草がちょっと伸び放題、頂上に上がって全体を見ると、私の思い過ぎしななのかもしれないけれども、いつもと違う、ススキが非常に多くなったなという気がします。1年かそのぐらいで多くなることでない、私の気持ちがそういうふうに見えたのかもしれない。

ただ、何となく寂しいなという思いと、これがいずれどうなるのかなという思いと、ちょっと複雑な思いで見てきたわけなのですが、もう少し手を入れてもいいのかな。やはりあそこに登って行って見る、そのような人たちもいるのだと思います。それには温泉施設やそしてセンターハウスですか、その管理もしっかりとしなければならない。それは当然、草刈りも当然だと思うのですが、おととい行った中では、ちょっと物足りないのかなという思いでございました。答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 御指摘の草等については、確かに、今、手をかけていない状況がありますので、伸びているのは現状かなというふうに思います。

これまでも内部清掃を行ったり、パークゴルフの皆様、大会等をやられる場合は中を使っていただいたりという配慮をしながら、対応しているところでありますが、御指摘の部分については受けとめていきたいなというふうに思います。

ただ、今後、どのように対処できるかという部分については、今、答弁の内容は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、施設の中をとということで、私、センターハウスなのかなというふうなことで答弁があったというふうに思いますが、センターハウスの中で大きな大会のときは、それ使うこともできるのですよという、その方々がお話させていただきました。そのときはトイレの使用なんかはどういうふうになっているのか、ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） センターハウスでのトイレにつきましては、残念ながら休止しておりますので、お使いいただくことはできませんけれども、ただ、外にチケットハウスとパトロールハウスがありますので、そちらにトイレがあります。そちらのほうには、水を通してお手洗い、できるようにはさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） わかりました。

いずれにしてもこれからスキー場、その温泉、これから話がどんどん進んでいくのだと思います。そしていい方向にいてもらいたいという気持ちは当然なのですが、歌志内市の財産であり、地域資源です。常に誰が来て見ても大丈夫、大丈夫といいますが、すてきなところ

だなどというそんな状況というのは、いつでもつくっていなければならないのかなそんな思いでございます。

もう一つ、最後に言いたいのですが、義務教育学校、これはおくれることは絶対に許されないことだと思います。そのことは歌志内市全体でやっていかなければならない、そして歌志内で、こんないいこと今やっているのだぞ、それを地域の方々にも見せていかなければならないのかな、そんなような思いでございます。

これで、本日の私の一般質問終了いたします。以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

## 意見書案第12号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第12号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ー登壇ー

意見書案第12号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

東京・池袋で87歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子2人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約563万人いる75歳以上の運転免許保有者が、2022年には100万人増えて663万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は17年施行の改正道路交通法で、75歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務付けたが、いまや高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、未だ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を

支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーS）や後付けの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。

2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーS）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件付き運転免許の導入を検討すること。

3. 免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド（予約）型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月27日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣、総務大臣、国家公安委員長

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、意見書案第12号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

### 意見書案第13号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第13号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） —登壇—

意見書案第13号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)

道教委は、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、中卒者数減を口実に高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。また、昨年3月に新たに策定した「これからの高校づくりに関する指針」においても、これまでの考え方同様に「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。

こうしたことから、道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村は50にも上っています。また、本年6月に発表された2020～22年度の「公立高等学校配置計画案」においても、再編・統合による大規模な削減となっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者もまた経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村では、こうした課題を克服するため、「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく市町村立移管とするなど、地域の高校存続に向け独自で努力しています。しかし、本来これらの努力は設置者である道教委が行うべきであり、各自治体に責任を負わせている実態は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。このままでは、公立高校の統廃合は一層拍車がかかり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大するなど、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

#### 記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、「高校の序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの現状の課題を改善させるための事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 地域連携特例校および農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。

5. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月27日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

---

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

#### 意見書案第14号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 意見書案第14号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） —登壇—

意見書案第14号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

---

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得

の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年9月27日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第7 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

## 閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時28分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    川    裕    正

署名議員      谷                    秀    紀